

## 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパート、派遣・契約などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金の底上げの動きを加速させること、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高めることが重要であり、最低賃金の抜本的な引上げが必要である。

現行の最低賃金を地域別に定める制度は、最低賃金の引上げを妨げる構造的な問題があり、また、人口の一極集中や若者の都市部への流出の大きな原因にもなっている。2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,163円、福島県では955円、最も低い秋田県では951円となった。福島県と東京都では、同じ仕事でも時給で208円、年収で433,812円（厚生労働省が示す法定労働時間の上限173.8時間で算出）もの格差が生じることになる。最低賃金の大幅引上げとともに、地域間格差を無くす全国一律制への法改正を行うことが喫緊の課題になっている。

全国一律制と最低賃金引上げを実現させるためには、中小企業・小規模事業所への抜本的な支援強化が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と、大胆な財政出動が求められる。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要ある。そして、これらの実現は、地域の活性化及び地域経済の好循環に寄与するものとする。

よって、本市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
- 2 労働者の生活を支えるため、最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること。
- 3 最低賃金の引上げと経営の継続ができるよう、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

喜多方市議会議長 小林 時 夫

【意見書提出】

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	石破 茂	殿
内閣官房長官	林 芳正	殿
厚生労働大臣	福岡 資麿	殿
経済産業大臣	武藤 容治	殿
賃金向上担当大臣	赤澤 亮正	殿